

# 特定非営利活動法人 C.P.I.教育文化交流推進委員会 定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

- 第1条 本会は、正式名称を特定非営利活動法人 C.P.I.教育文化交流推進委員会と称し、登記上は特定非営利活動法人シーピーアイ教育文化交流推進委員会と表示する。
2. 本会の英文名称は、THE COMMITTEE FOR PROMOTION TO INNOVATE JAPANESE PEOPLE BY EDUCATIONAL AND CULTURAL CONTACTと表示する。
3. 本会はシーピーアイと略称し、これをC.P.I.と表示する。

(事務所)

- 第2条 本会は、主たる事務所を東京都三鷹市に置く。
2. 次の各号に掲げる場所に、従たる事務所を置く。
- (1) 東京都三鷹市
- (2) スリランカ民主社会主義共和国スリジャヤワルダナプラコッテ市
- (3) インドネシア共和国ジャカルタ市

(規則及び細則)

- 第3条 本会は、定款の規程に基づき必要な措置を行うため、規則または細則（以下、規則等という）を定める。
2. 規則は総会の議決により、細則は理事会の議決により制定または改廃する。

(地域会および連絡協議会)

- 第4条 本会は、理事会の承認により地域会および連絡協議会を設けることができる。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

- 第5条 本会は、開発途上国のうち本会の事業対象国（以下、「当該国」という）における教育支援および教育開発の分野での国際協力を通じて、困窮する民衆の人間環境改善を推進し、以って自立した平和で幸せな社会づくりを行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第6条 本会は第5条の目的を推進するために、次の種類の特定非営利活動を行う。
- (1) 国際協力の活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事 業)

- 第7条 本会は、第5条の目的を達成するため特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。
- (1) 当該国において、海外協力団体が「家庭経済や社会状況において困窮しながら優秀な学業成績をあげている子ども」として公平な基準に基づいて選考した中等課程以上の在學生（以下、「教育里子」という）への教育支援事業を行う。

(2) 当該国において海外協力団体が行う、困窮からの自立に取りくむ人々の職業または保健の教育開発等に対する、協力事業を行う。

(3) 本会に係わる人々の相互理解および経験交流を行う上で必要な、研究・研修・調査・視察・交流・啓蒙・教育等に関わる事業を行う。

(4) 本会の活動および共有すべき情報に関わる報告、必要な出版物、視聴覚教材の、制作および普及事業を行う。

(5) その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

2. 本会は、次の各号に掲げる収益事業を行うことができる。

(1) 輸出入事業および開発事業に係わる受託事業。

(2) 入場料をとって行うイベント実施事業。

3. 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない範囲で行うものとし、その収益は、第1項の事業に充てるものとする。

註： 本会は、当該国を、本会と協同して活動を持続的に推進する協定を結んだ団体（以下、「海外協力団体」という）のある国、と規定する。

### 第3章 会 員

（会員の種別）

第8条 本会の会員は次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「促進法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 本会の目的と事業に賛同して持続的に活動を担う意思を持って入会し、総会において議決権をもつ個人または団体。

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し事業の発展に賛助するため入会する個人または団体。

(3) 基金会員 本会の目的及び事業に賛同し本会の事業の維持を目的として基金を設置する個人または団体。

(4) 名誉会員 本会对し特に功労のあった者で総会の議決を経て推薦された者。

（入 会）

第9条 本会の正会員として入会しようとする者は、別に定める所定の用紙に依って会長に対して入会申込を行う。

2. 会長は、前項の申込があったとき、正当な理由がない限り、入会を承諾する旨の書面をもって入会を認めなければならない。

3. 本会の賛助会員として入会しようとする者は、別に定める所定の用紙に依って会長に対して入会申込を行い、事務管理部は直ちに入会手続きを行う。

4. 本会の基金会員として入会しようとする者については、第1項から第3項の規定を準用する。

5. 名誉会員に推薦された者は入会の手続きを要せず本人の承諾をもって充る。

（会員の権利と義務）

第10条 正会員およびその他の会員は、総会の議決により別に定める権利を持ち義務を負うものとする。

2. 会員の義務違反により生じた損害に係わる本会の免責および当事者の責任については、総会の議決により別に定める。

(入会金および会費ならびに教育支援金)

第11条 正会員は、理事会が別に定める規程に従い、入会金および毎年度の会費および教育支援金（以下、「会費等」という）を納入する。

2. 賛助会員は、理事会が別に定める規程に従い入会の月から12ヶ月毎に会費を納入する。

3. 前各項の金額については、総会の議決により定める。

4. 基金会員および名誉会員は、会費等を定めない。

5. 特別の費用を必要とする時は、総会の議決により特別会費を徴収することができる。

(会員資格の喪失)

第12条 正会員は、次の事由により資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 個人の死亡・行方不明となったとき、またはそれらに類似した状態となったことを知らされたとき。

(3) 団体が解散したとき。

(4) 理事会の勧告にも関わらず正当な理由なく継続して2年以上会費等を納入しないとき。

(5) 除名されたとき。

2. 賛助会員については、前項の規定を準用する。

3. 基金会員については、第1項第2号第3号第5号の規定を準用する。

4. 名誉会員については、第1項第1号第2号の規定を準用する。

(退 会)

第13条 正会員は、退会しようとするときは、本人または代理人が理由を付して退会届を会長に提出し、総会が別に定める手続きにより任意に退会することができる。

2. 賛助会員については、本人が会長に退会の旨を届けることにより手続きを行い、または2年以上会費を未払いのときは退会したものとして取り扱う。

3. 名誉会員については、本人の申し出により理事会の議を経て会長が受諾する。

(除 名)

第14条 本会は、正会員が次の各号の一に該当するとき、理事会の4分の3以上を以って総会に付議し、総会の議決により除名することができる。

(1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に著しく違反する行為を行ったとき。

(2) 本会の正会員としての義務に著しく違反する行為を行ったとき。

2. ただし、その正会員に対して弁明および聴聞の機会を与えなければならない。

3. 正会員以外の会員については、理事会の議決により別に定める。

(会員の登録等)

第15条 本会は、会員の登録または登録内容変更もしくは登録抹消の手続きについて、総会の議決を経て別に定める。

(抛出金品の不返還)

第16条 本会は、会員が既に納入した入会金、会費等その他抛出金品を返還しないものとする。

## 第4章 役員等

(役員等の種別)

第17条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上15名以内
- (2) 監事 2名
2. 理事のうち1名を会長とし、2名以内を副会長とする。
3. 理事のうちから専務理事1名、常務理事若干名を置くことができる。
4. 役員以外に評議員を置く。評議員は15名以上61名以内とする。

(役員等の選任)

第18条 役員等の選任は次の各号に基づいて行い、その他必要な事項については理事会の議決により別に定める。

- (1) 理事は、理事会が正会員のうちから候補者を総会に付議し、総会において選任する。
  - (2) 監事は、理事会が会員または本会の目的に賛同する有識者の中から候補者を総会に付議し、総会において選任する。
  - (3) 会長および副会長は理事会で互選する。
  - (4) 会長は、必要あるときは理事会の議を経て理事の内から専務理事1名を委嘱することができる。
  - (5) 会長は、必要あるときは理事会の議を経て理事の内から常務理事若干名を委嘱することができる。
  - (6) 評議員は、地域会が選任する地域会世話役代表、連絡協議会が選任する協議会議長、理事会の議決により選任された学識経験者とする。
2. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれる又は当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
  3. 促進法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
  4. 役員が欠員となったときは補欠選任する。但し理事総数が第17条第1項第1号の最少人数にあるときは、理事会の議決により、次の改選期まで補欠選任を行わないことができる。

(理事の職務)

第19条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けるときは、あらかじめ会長が指定した順序で会長の職務を代行する。
3. 専務理事は、会長を補佐し会務を掌理する。
4. 常務理事は、常務理事会を構成して会長および副会長を補佐し、理事会の議決に基づく業務の円滑を計る。

5. 理事は、理事会の構成員としてその権能を果たすよう務め、定款の規程を遵守し、総会および理事会の議を経て委員会を分掌し会務執行を行う。

6. 理事は評議員会に出席して評議員の意見および提案を聞く。

7. 会務執行においてその他必要な事項については、理事会の議決により別に定める。

(監事の職務)

第20条 監事は、本会の業務および財産に関し次の各号に規定する業務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 前各号の監査の結果、財産の状況または業務の執行について不正行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、総会に報告し、所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事会に意見を述べること。

(6) 評議員会に出席して評議員の意見および提案を聞くこと。

(評議員の職務)

第21条 評議員は、評議員会を構成し、理事会に対して会の運営について意見を述べ提案を行う。

2. 評議員の職務についてその他必要な事項については理事会の議決により別に定める。

(役員等の任期)

第22条 本会の役員等の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員等の任期は、他の同種の役員等の残任期間と同一とする。

3. 役員等は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行わなければならない。

4. 評議員等の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

(役員等の兼任禁止)

第23条 理事および監事は、地域会の世話役代表および連絡協議会の議長になることはできない。

2. 監事は、理事または本会の職員を兼ねることはできない。

(役員等の任期中の退任)

第24条 理事もしくは監事または評議員は、次の各号の一に該当する場合は理事会の勧告により任期中であっても退任する。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他、理事および監事ならびに評議員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(役員等の解任)

第25条 本会は、理事もしくは監事または評議員が前条の規定に該当しながら自ら退任しないときは、理事会が提案し総会の議決により解任することができる。

2. 前項においては、その理事もしくは監事または評議員に対して、事前に弁明および聴聞の機会を与えなければならない。

(役員等の守秘義務)

第26条 理事および監事ならびに評議員は、促進法上公開を義務付けられていることを除き、職務上知り得た本会または会員に関する情報については、これを他に洩らしまたは窃用してはならない。その職を離れた後も同様とする。

(役員報酬)

第27条 本会は、役員総数の3分の1以下の範囲内で総会の議決で承認された役員に対し、報酬を定めることができる。

2. 役員には費用を支弁することができる。
3. 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(顧問)

第28条 会長は、本会の事業内容の充実に必要な事項を相談するため、顧問を委嘱することができる。

## 第5章 会 議

(会議の種別と構成)

第29条 本会の会務執行に関わる会議は次の4種とし、会議を構成する者等を次の各号に定める。

- (1) 総会は本会の最高議決機関であり、正会員をもって構成する。総会の種類は定期総会および臨時総会の2つとする。
- (2) 理事会は本会の議決機関であり、理事をもって構成する。
- (3) 常務理事会は会長・副会長・専務理事・常務理事をもって構成する。事務局長は陪席する。
- (4) 評議員会は、理事会が総会に付議しようとする事項について意見または提案を行う機関であり、評議員をもって構成する。理事会の構成員は出席する。

(会議の議事録)

第30条 本会はすべての会議に於いて終了後に次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時および場所
- (2) 会議の構成員の現在数
- (3) 会議に出席した、構成員の数（書面による表決者または表決委任者を含む）
- (4) 会議に於ける議決事項
- (5) 会議に於ける議事の経過および要領
- (6) 会議に於ける議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長および、議決権を有する出席者の内からその会議において選出された議事録署名人2名以上が、記名押印または署名しなければならない。

## 第6章 総 会

(総会の権能)

第31条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および収支予算。
- (4) 事業報告および収支決算に関わる事項。
- (5) 役員の選任または解任、役員の報酬を受ける者に関わる事項。
- (6) 特別会費の徴収に関わる事項。
- (7) 借入金（但し事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担および権利の放棄に関わる事項。
- (8) 会員の登録、登録内容変更、登録抹消に係る手続きに関わる事項。
- (9) 正会員の入会金ならびに会費および教育支援金の金額に関わる事項。
- (10) 賛助会員の会費に関わる事項。
- (11) 会員の権利および義務ならびに、会員の義務違反により生じた損害に関する本会の免責および当事者の責任に関わる事項。
- (12) 正会員の除名に関わる事項。
- (13) 名誉会員の推薦に関わる事項。
- (14) 地域会規約の基準に関わる事項。
- (15) 連絡協議会の運営に関わる事項。
- (16) 会員名簿の管理に関わる事項。
- (17) 本会の規則の制定または改廃。
- (18) その他、本会の運営に関わる重要事項。

（総会の開催）

第32条 定期総会は、毎事業年度終了の日から3ヵ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき。
- (2) 正会員の3分の1以上に当たる者が、招集の理由及び議案を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したとき。
- (3) 監事が、第20条第4号の規定に基づき招集したとき。

（総会の招集）

第33条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2. 総会を招集するには、開催日の14日前までにその日時・場所および議案を記載した書面により正会員にその通知をしなければならない。
3. 監事は、会長が前条第2項第1号または第2号の請求があった日から20日を超えて総会招集の通知を発しないときは、遅滞なく総会を招集する。
4. 総会招集の通知をしなければならない正会員は、総会招集通知書の発送日の7日前において正会員名簿に登録されている者とする。

（総会の議長等）

第34条 総会の議長は、会長または会長が指名する理事がこれにあたり、副議長2名以内を総会出席者のうちから選任する。

(総会の定足数)

第35条 総会は、正会員の4分の1以上の者の出席により成立する。

(総会の議決要件)

第36条 総会の議事は、この定款で別に定めるものを除き、出席した正会員の過半数を以て議決し、可否同数のときは議長が決する。

2. 総会においては、正会員にあらかじめ通知してある議案以外の事項を議決することができない。

3. 総会に於ける議決権は、出席した正会員1名につき1票とする。

4. 総会の議案について特別の利害関係がある者は、関係する議案について議決に加わることができない。

(書面による表決権の行使)

第37条 正会員で総会に出席することができない者は、あらかじめ議案について賛否の意見を明らかにした書面または議長への表決委任により表決権の行使をすることができる。この場合、表決権の行使をする者は総会に出席したものとみなす。

2. 表決権の行使をしようとする者につき、前条第4項の規定を準用する。

(会員への通知および公開)

第38条 本会は、総会の議事の要領および議決した事項を、すべての会員に通知し会報で公開する。

## 第7章 理事会・常務理事会・評議員会

(理事会の権能)

第39条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 評議会に諮問し、総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した会務執行に関わる事項。
- (3) 本会の資産の管理方針。
- (4) 会計年度の期中に生じた、緊急に大幅な予算の更正および補正に関わる事項。
- (5) 本会の会務執行に重大な影響のある金品の受領または供与に関わる事項。
- (6) 本会内あるいは海外協力団体内における基金設置に関わる事項。
- (7) 正会員および基金会員の入会に関わる事項。
- (8) 「会員の権利義務」に係ることとして理事会に付議された事項。
- (9) 会長および副会長の選任。
- (10) 会長に対する、専務理事候補および常務理事候補の推薦。
- (11) 本会の目的に賛同する学識経験者のうちから評議員の選任。
- (12) 役員等への退任勧告に関わる事項。
- (13) 役員の報酬額に関わる事項。



- (14) 地域会または連絡協議会の設立の承認に関わる事項。
- (15) 地域会または連絡協議会の改廃における指導。
- (16) 地域会の区域の変更或いは統合における指導。
- (17) 地域会世話役会から理事会に付議された事項。
- (18) 連絡協議会議長から理事会に付議された事項。
- (19) 海外連絡部の設置に関わる事項。
- (20) 海外協力団体との協定書締結に関わる事項。
- (21) 本会の細則の制定または改廃。
- (22) その他、事業を遂行する上で必要な事項。

(理事会の開催)

第40条 理事会は毎年度5回以上、会長の招集により開催する。

- 2. 理事の3分の2以上が会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求したとき開催する。

(理事会の招集)

第41条 会長は、理事会を招集しようとするとき、日時・場所および会議に付すべき事項を示して、開催日の7日前までに文書をもって通知する。

- 2. 前条第2項の規定による招集の請求があったとき請求日から14日以内に理事会招集の通知を発しなければならない。期日内に通知が行われない場合は第33条第3項の規定を準用する。

(理事会の運営)

第42条 理事会の定足数は、構成員の過半数の出席により成立する。

- 2. 理事会の議長は、会長または会長が指名したものがあたる。
- 3. 理事会の議事は、この定款に別に定める場合の他は出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長が決する。
- 4. 通知外議案に関しては、出席者の3分の2以上の賛成あるときは付議することができる。
- 5. 理事会にやむを得ず出席することができない理事は、あらかじめ付議された議案について賛否の意見を明らかにした書面または議長への表決委任により表決権を行使することができる。この場合、表決権を行使する者は理事会に出席したものとみなす。
- 6. 理事会の議事は、緊急を要するときには文書をもって議決することができる。
- 7. 理事会の議案について特別な利害関係のある者は、その議決に加わることは出来ない。
- 8. その他理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

(常務理事会の開催および招集)

第43条 常務理事会は、会長が必要と認めたときに招集し開催する。

(常務理事会の運営)

第44条 常務理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(評議員会の開催)

第45条 評議員会は、定期総会の前には必ず開催し、総会議事に係る理事会の諮問に応じる意見または新たな提案を行う。

2. 評議員会は、前項の他にも開催することができる。

(評議員会の招集)

第46条 会長は、評議員会を招集しようとするとき開催日の30日前までに文書をもって日時を予告し、さらに開催日の14日前までに文書をもって日時・場所および会議に付すべき事項を通知する。

(評議員会の運営)

第47条 評議員会の議長は、その都度出席者の中から選任する。

2. 評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第8章 地域会および連絡協議会

(地域会の設立)

第48条 本会の会員は、本会の目的および事業の円滑かつ活発な展開を図るために、理事会の承認を経て地域会を設立することができる。

(会員の所属地域会)

第49条 会員の所属地域会は、会員が本会に登録した住所等により決定される。ただし、会員の希望により地域会を選ぶことができる。

(地域会の設立要件)

第50条 地域会の設立は、次の各号の要件を必要とする。

(1) 地域会の設立を望む会員から設立発起の申請が理事会に対してなされること。

(2) 当該地域のすべての会員を対象とした設立準備会の案内が送られ、設立準備会が開かれること。

(3) 設立準備会は、設立の準備および設立総会の議事に関して、理事会と協議し承認を得ること。

(4) 地域会の設立総会において、地域会の世話役を選任し地域会規約を定めること。

(地域会の改廃等)

第51条 理事会は、地域会の改廃または区域の変更あるいは統合にあたっては、関係する事項について当該地域の事情に精通した者の意見を聞き指導する。

(地域会規約)

第52条 地域会は、地域会の会議により地域会規約を定め、理事会の議決による承認を得なければならない。これを変更するときも同様とする。

2. 地域会規約作成の基準は、総会の議決により別に定める。

(地域会の世話役および世話役代表)

第53条 地域会は、会員から選任された世話役で構成する世話役会を置く。地域会の代表者（以下、「世話役代表」という）については次の各号に定める。

(1) 世話役代表は、正会員の中から地域会の会議により選任されて地域会を総理し、本会の評議員として評議員会に出席する。

(2) 前号後段において世話役代表がやむを得ず評議員会に出席できないときは、他の世話役である正会員に委任して代理させることができる。

(3) 世話役代表は、本会の理事または監事との兼任は出来ない。

(4) 世話役代表の任期中の退任または解任に関しては、第24条および第25条の役員等の規定を準用する。

(地域会の報告および協議)

第54条 地域会の世話役代表は、次の各号に該当するときは当該各号に掲げる事項を理事会に報告し、必要に応じて協議しなければならない。

(1) 地域会で会議を招集するときは日時・場所および内容、会議が終了したときは実施の内容および決議の内容。

(2) 前年度の決算および事業年度予算の詳細な内容。

(3) 期中に生じた重要な予算の変更。

(4) その他、理事会が必要と認める事項。

(連絡協議会の設置)

第55条 複数の隣接地域会は、共同して行う活動のため理事会の承認を得て連絡協議会を設置することができる。

(連絡協議会の改廃等)

第56条 理事会は、連絡協議会の改廃または区域の変更あるいは統合にあたっては、関係する事項について当該地域の事情に精通した者の意見を聞き指導する。

(連絡協議会の報告義務)

第57条 連絡協議会は、次の各号に該当するときは当該各号に掲げる事項を理事会に報告し、必要に応じて協議をしなければならない。

(1) 連絡協議会で会議を招集するときは日時・場所および内容、会議が終了したときは実施の内容および決議の内容。

(2) 前年度の決算および事業年度予算の詳細な内容。

(3) 期中に生じた重要な予算の変更。

(4) その他、理事会が必要と認める事項。

(連絡協議会の運営)

第58条 本会は、連絡協議会の運営について、総会の議決により別に定める。

## 第9章 事務局・事務管理部・海外連絡部および会員名簿管理

(事務局)

第59条 本会は会長の下に事務局を置き、事務局長は会長および監事の業務ならびに総会で議決された会務を執行する理事の担当業務（但し会計に関わる担当業務を除く）に係わる実務処理を行う。

2. 事務局長は、理事会の議を経て会長が任免する。

3. 専務理事を置いたときは、専務理事が事務局長を兼任する。

4. 事務局の職制および職務は、理事会の議決により別に定める。

5. 事務局の業務に携わる者は、有給とすることができる。
6. 前項における給与等の額は、理事会の議を経て会長が定める。

(事務管理部)

第60条 本会は理事会の下に事務管理部を置き、事務管理部長は会長および理事会を補佐して会員の登録業務・会計業務・発送業務・保管業務および連絡業務に係わる実務処理を行う。

2. 事務管理部長は、理事会の議を経て会長が任免する。
3. 事務管理部の職制および職務は、理事会の議決により別に定める。
4. 事務管理部の業務に携わる者は、有給とする。
5. 前項における給与等の額は、理事会の議を経て会長が定める。

(海外連絡部)

第61条 本会は、理事会の承認により海外連絡部を当該国の本会事務所に置くことができる。

2. 海外連絡部は本会と海外協力団体との協同活動の円滑かつ適正な推進のため任務を行う。
3. 海外連絡部の長及び職員を有給とすることができる。
4. 前項にあたる場合、給与等の額は理事会の議を経て会長が定める。

(会員名簿の管理)

第62条 本会は、正会員その他の会員名簿を主たる事務所で保管し、事務管理部が管理する。

2. 正会員名簿およびその他の会員名簿の管理に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

## 第10章 資産の管理および会計

(資産の構成)

第63条 本会の資産は、次の各号を以て構成する。

- (1) 本会の設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 正会員からの入会金および会費並びに教育支援金。
- (3) 賛助会員からの賛助会費
- (4) 基金会員の設置した基金から生じる収入
- (5) 寄付金品
- (6) 資産から生じる収入。
- (7) 事業に伴う収入。
- (8) その他の収入。

(資産の管理)

第64条 本会の資産は会長が管理し、その管理方針は理事会の議決により定める。

(年度支出の支弁)

第65条 本会の事業遂行に要する経費等支出は、資産をもって支弁する。

(会計の原則および区分)

第66条 本会の会計は促進法第27条各号に掲げる原則に従って行う。

2. 本会の会計区分は、特定非営利活動法人に係る事業会計と、収益事業会計の2種とする。

(事業計画および予算)

第67条 本会の事業計画案および収支予算案は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会の承認を得て評議員会への諮問を行った後に総会に付議し、総会の議決で定める。

2. やむを得ない理由により事業計画または予算が議決できない場合には、会長は、理事会の議を経て、事業計画または予算の成立する日まで前事業年度の予算に準じ収入支出を総理することができる。

3. 予算の成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の修正をすることができる。ただし、次期総会において承認を得なければならない。

(事業報告および決算)

第68条 本会の事業報告案および収支決算案は事業年度終了後会長が作成し、事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・財産目録及び貸借対照表ならびに会員の移動状況報告書とともに監事の意見をつけ、理事会の議を経て総会に付議して総会の承認を受ける。

2. 前項の総会承認を受けた事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・財産目録・貸借対照表ならびに会員の移動状況報告書と監事の意見書は、前事業年度の役員名簿・役員のうち報酬を受けた者の名簿および10名以上の社員の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に、本会の所轄庁に提出する。

(臨機の措置)

第69条 本会が事業年度の予算で定めた以外の長期借入金その他新たな義務の負担または権利の放棄を行おうとするときは、総会の議決を経なければならない。

2. 前項において、その事業年度の収入をもって償還する短期のものはその必要がない。

(事業年度)

第70条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、その翌年3月31日に終わる。

## 第11章 定款の変更、解散または合併

(定款の変更)

第71条 この定款を変更するときは、第2項の場合を除いて、総会に於いて出席者の4分の3による同意を得た後、所轄庁の認証を得て変更する。

2. 促進法第25条3項に規定する軽微な事項に係わる変更を行ったときは、速やかに所轄庁にその旨を届け出ることである。

(解散、残余財産の処分)

第72条 本会が解散するときは、次に掲げる事由による。

(1) 総会において正会員の4分の3以上の賛成により、目的とする特定非営利活動に関わる事業の続行が不能であるとの理由による解散が議決されたとき。

(2) 自己破産したとき。

(3) 10名以上の正会員がいない場合。

(3) 合併したとき。

- (4) 所轄庁による認証取り消しがあるとき
2. 前項第1号の規定により解散するときは、所轄庁の認定を受けるものとする。
  3. 本会が解散するときは、理事が清算人となる。
  4. 解散したときは、残余財産は総会の議決により決定した特定非営利活動法人その他の公益法人に譲渡する。

(合併)

第73条 本会は、正会員の4分の3以上の賛成による議決がある場合、所轄庁の認証を経て他の特定非営利活動法人と合併することができる。

## 第12章 雑 則

第74条 本会の公告は、本会事務所の掲示場に掲示すると共に、官報其他媒体に掲載して行う。